



里庄町からのお知らせ

特定商取引法が
改正されました

令和3年7月6日以降

**一方的に送り付けられた商品は
直ちに処分可能に！**

【事例】



カニを購入するよう勧誘の電話があったが、「購入しない」と断り電話を切った。数日後、また「カニを送った」と電話があったが、どうしたらよいか。

【対策】

- 代引き配達で商品が届いても、購入の申込みや承諾をしていなければ、契約は**成立しません**。
- 商品の受け取りや、代金の支払には**応じない**ようにしましょう。
- 商品勧誘の電話があったら、事業者名を確認して**記録に残してお**きましょう。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1:商品が直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は**直ちに処分**することができます。

その2:事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は**不要**です。事業者から金銭の支払を請求されても、**応じない**ようにしましょう。

その3:誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については**返還を請求**することができます。

対応に困ったときや、少しでもおかしいと感じた場合、よく分からない場合は、**早めに**下記の**消費生活相談窓口**等にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

里庄町企画商工課	0865-64-3114
岡山県消費生活センター	086-226-0999(月曜日は休み)
消費者ホットライン	188 (イ・ヤ・ヤ)

